

第5 収容人員の算定

1 共通事項

収容人員の算定にあたっては、防火対象物の区分に従い、規則第1条の3に規定する算定方法により算定するほか、次によること。

- (1) 収容人員の算定については、法第8条の規定の適用については棟単位（令第2条の規定が適用される場合を除く。）であるが、令第24条（非常警報設備）の適用については棟単位又は階単位、令第25条（避難器具）の適用は階単位とする。
- (2) 令第2条の規定により1の防火対象物と判断される同一敷地内にあり、管理権原者が同一である2以上の防火対象物は、それぞれ防火対象物の用途判定に従い、それぞれ算定した収容人員を合算すること。
- (3) 「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い」に基づき、機能的従属部分又はみなし従属部分と判断される部分は、主たる用途の用途判定に従い収容人員を算定すること。
- (4) 防火対象物又はその部分を一時的に不特定多数の者が出入する店舗等として使用する場合は、一時使用時の防火対象物の用途に基づいて規則第1条の3の規定を適用し、収容人員を判断すること。
- (5) 従業者の取扱いについては、次によること。
 - ア 従業者の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず、平常時における勤務体制の最大勤務者数とすること。ただし、短期間かつ臨時的に雇用される者（例：デパートにおける中元、歳暮時のアルバイト等）は、従業者として取扱わないこと。
 - イ 交替制の勤務体制をとっている場合は、一日の中で勤務人員が最大となる時間帯における数とするが、交替時等のために重複して在館する場合は、合計した数としないこと。
 - ウ 職場内に指定された勤務用の机等を有する外勤者は、従業員の数に算入すること。
- (6) 収容人員を算定するにあたっての床面積の取扱いは、次によること。
 - ア 廊下、階段及び便所等は、収容人員を算定する床面積に含めないこと。
 - イ 算定人員の計算は各室ごとに行い、1に満たない人数は1人の人間がそこに存在することができないものと判断し、1未満の端数は切り捨てて算定した数を合算すること。
- (7) 固定式のいす席とは、個々のいすが一定の位置に固定される構造のものをいい、ロビー等に置かれるソファ、掘りごたつ等常時同一の場所に置かれ、かつ、容易に移動できないものを含むものであること。
- (8) 長いす席を使用する部分については、長いす席の正面幅を合計して算定することなく、個々の長いすごとに算定した数を合計すること。
- (9) 一般住宅部分については、収容人員を算定しないこと。

2 各項の適用事項

- (1) 令別表第1(3)項に掲げる防火対象物
 - ア キャバレー等のホステスは、従業者として取扱うこと。
 - イ 芸者・コンパニオン等で派遣の形態がとられているものについては、従業者として取扱わないこと。
- (2) 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物
 - ア 主として従業員以外の者の使用に供する部分とは、物品の販売用又は客の利便に供する部分をいい、売場内の商品陳列ケースの部分及び通路部分も含まれるものであること。
 - イ 飲食又は休憩の用に供する部分に固定式のいす席がある場合でも、当該床面

積を3㎡で除した数とすること。

- (3) 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物

和式の宿泊室の収容人員の算定にあたっては、通常宿泊者1人当たりの床面積が3㎡程度となるような使用実態にある場合は、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取扱うこと。

- (4) 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物

共同住宅の収容人員の算定は規則第1条の3において「居住者数」とされているが、入居前の居住者数は次表により算定すること。

住戸の型	算定居住者数
1K・1DK・2K・1LDK・2DK	2人
2LDK・3DK	3人
3LDK・4DK	4人
4LDK・5DK	5人

※賃貸契約等により、居住者の数が定められている場合は、当該居住者の数とする。

4LDK・5DK以降は1室増すごとに1人増加する。

※メゾネットタイプの場合は、原則として、共用廊下等に面する主たる出入口の存する階に全居住者数を算入すること。

- (5) 令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物

ア 待合の用に供する部分で廊下との間に明確な区画がない場合は、建基令第119条に規定する廊下の最小幅員（両側居室1.6m、片側居室1.2m）以外の部分の床面積をもって算定すること。

イ 患者、見舞客等が利用する食堂等の部分は待合室の例により算定すること。

ウ 予約制診療制度を実施している診療所等についても規則第1条の3の規定により算定すること。

- (6) 令別表第1(6)項ニ及び(7)項に掲げる防火対象物

体育館、講堂、特別教室等については、その室の使用において最大となる収容人員とすること。ただし、その数が規則第1条の3の規定により算定された数を超えない数とすること。

- (7) 令別表第1(15)項に掲げる防火対象物

モデル住宅については、従業者が使用する部分（事務室、受付等）を除いた、住宅展示部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

3 階単位の収容人員の取扱い

- (1) 複数の階で執務する者については、それぞれの階に指定された執務用のいす等を有し、かつ、継続的に執務するとみなされる場合について、それぞれの階の収容人員に算入すること。

- (2) 従業者のみが使用する会議室、社員食堂等は、当該部分を3㎡で除した数の従業者があるものとして算定すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、実際の従業者の数により算定する。